

ナッジと自己決定援助

小早川 俊 哉

星槎道都大学研究紀要

社会福祉学部

第3号

2022年

ナッジと自己決定援助

小早川 俊 哉

要約

ナッジを取り入れたソーシャルワークによる自己決定援助を考える。リチャード・セイラーとキャス・サンスティーンは、「ナッジ (Nudge)」とは人々を強要するのではなく自然に良い方向へ誘導し、自然な形で行動変容を促すようにする手法と述べている。

人は意思決定を下す場合、常に合理的に考えて行動しているわけではない。リバタリアニズム (Libertarianism) だけでは、自由な選択の結果よくない結末に向かってしまう人が増える可能性がある。また、パターナリズム (Paternalism) だけでは個人の自由が疎外された、管理的社会になってしまう。

ナッジを取り入れた自己決定援助は、選択アーキテクチャーを改善することで、選択肢を制限することなしに人々が適切な選択ができるように援助することである。その活用に関わるソーシャルワーカーには、高い倫理性が求められる。だからこそ、ソーシャルワーカーには倫理綱領が重要となる。

1 はじめに

伝統的な経済学は、つねに経済合理的な選択・行動をする「ホモエコノミカス (合理的経済人)^(注1)」を前提に多大な理論を組み立ててきたが、心理学者のダニエル・カーネマンとエイモス・トヴェルスキーが多彩な心理実験によってこの前提は成り立たないことを証明した。我々はホモエコノミカスではなく、場合によっては不合理な選択・行動をする「ヒューマン」と述べている。

上記の考え方を取り入れた経済学の分野のひとつに「行動経済学」がある。端的に述べるならば、人は意思決定を下す場合に常に合理的に考えて行動しているのではなく、何らかのバイアス^(注2)によって心理的に誘導されている面がある、という考え方である。このような行動経済学の中に、経済学者のリチャード・セイラーと法学者のキャス・サンスティーンが政策に応用して、「ナッジ (Nudge)」という新しい概念を提唱した。ナッジというのは、「肘でつつく」とか「背中を押す」という意味合いで、人々を強要するのではなく自然に良い方向へ誘導し、自然な形で行動変容を促すようにするという、2017年にノーベル経済学賞を受賞したリチャード・セイラー教授が提唱した理論である。これは、父親が子供の自由意思を尊重しつつ良い方向へ導く、「リバタリアン・パターナリズム」という考え方をベースにしている。

2000年代の初め、数年に亘り学会等で「クライアントの自己決定」について考察をしてきた。当時の考察の焦点は「クライアントの自己決定に制限は必要か」であったが、相談援助実習指導・演習などの講義および価値と

倫理に関する執筆を通して、クライアントの自己決定において、「誘う」という援助方法は有意義なのではないかと考えるようになった。その理由として、ソーシャルワークの目的はクライアントが Well-Being を実現することである以上、自己決定はそのプロセスで遭遇する岐路での選択と考えるからである。

以下においては、ナッジが Well-Being を目的とするソーシャルワークの自己決定援助でのバックボーンになり得るという前提の下、自身の考えを整理する場とさせていただきます。

(注1) リチャード・セイラーは著書“Misbehaving : The Making of Behavioral Economics”の中で簡単に「エコノ」と略称している。

(注2) 認知バイアス：物事の判断が直感やこれまでの経験にもとづく先入観によって非合理的になる心理現象の一種。

2 ナッジ (Nudge : そっと後押しする)

2-1 リバタリアン・パターナリズム (Libertarian Paternalism) とは

リバタリアン・パターナリズムは、リチャード・セイラーとキャス・サンスティーンとの共著論文である「Libertarian Paternalism Is Not an Oxymoron (リバタリアン・パターナリズムは撞着語ではない)」で提唱された概念である。

リバタリアニズム (Libertarianism)^(注1) だけでは、自

由な選択の結果よくない結果（例えば病気、不健康）に向かってしまう人が増える可能性がある。新型コロナ禍を考えていただきたい。世の中には自己管理をしっかりとできる人もいれば、環境や性格、社会性などの要因から十分に自律できない人もいる。もし社会の大多数の人が自己中心的になり、医療体制が逼迫して助かる命が助からない状況になったなら社会秩序は保たれなくなる。その恐れがあると判断したならば、政府はなんらかの形で個人の「行動の自由」に規律、例えばロックダウンなどを与えなければならないと考えるかもしれない。また、バターナリズム (Paternalism)^(注2) だけでは個人の自由が疎外された、管理的社会になってしまう。

そのため、個人の自由を疎外せず、行動の結果が「より良く」なるように環境や条件を誘う必要がある、というのがリバタリアン・バターナリズムの中心的思想と言える。端的には、人々の行為をより良い結果に誘うために、自由を保障しつつも、政府などが「誘導」を行う「姿勢」「思想」のことで述べることができる。

2-2 ナッジとは

リチャード・セイラー教授が、上記のリバタリアン・バターナリズムをベースとして提唱した行動理論である。ナッジ (Nudge: そっと後押しする) とは、行動科学の知見 (行動インサイト) を活用することによって、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする (政策) 手法」である。

ナッジの効果を示す有名な例は、やはりアムステルダム・スキポール空港の「便器のハエ」と思われるが、自己決定を意識することから、人に選択肢を提示して望ましい行動に誘う例を以下で述べていきたい。

レストランなどで、「本日のオススメ」「シェフおすすめ」と黒板などに書かれていることが多々ある。このような案内は、消費者を大量にあるメニューから選ぶべきメニューを絞るように誘導しており、選択肢を絞りやすくしている。

また、よく引用されるメニューの例で、価格別の「松竹梅」がある場合などである。松が3,000円、竹が2,000円、梅が1,000円、少々懐具合が寂しくても、つい真ん中の価格である「竹」を選んでしまうというものである。行動経済学によれば、3種類の価格帯でメニューがあると、5割以上の客が「真ん中の価格」を選ぶという。これもナッジと言える。

行動経済学では、上記のような心理を「極端回避性」と呼ぶ。このような選択行動には伏線となる要素が隠れており、メニューのトップで3,000円の「松」が目に入ったため、真ん中の価格の「竹」を安く感じてしまう「アンカリング効果」も働いている。懐具合はともかく、

お得感を感じてしまう。

人は選択肢を与えられることにより、自分で選んだという意識が芽生える。ナッジとは、誰か、あるいは何かに強制されるのではなく、望ましい選択・行動をするよう誘う際に有効な手法と言える。

リチャード・セイラー教授は (2018年)、ナッジを通じて選択アーキテクチャー^(注3) を改善することで、選択肢を制限することなしに人々が賢い選択を可能とすると述べている。さらに、ナッジは、その人自身にとってより良い選択ができるように人々を手助けすることが目的であるとも述べている。一方で、賢い意思決定や社会的行動を難しくするような望ましくないナッジを「スラッジ (英語 sludge: ヘドロ)」と名付けている。

2-3 ナッジの課題

ナッジには2つの大きな課題があると思われる。リバタリアン・バターナリズムの概念を基礎とした手法によって、ナッジは特定の「より良い結果」に誘導するものである。

最初の課題は、「何がより良いことなのか」がナッジの考案者の価値観に依存するということである。つまり、手法考案者が、あらかじめ「何がより良いことなのか」を決めるということである。本稿においての手法考案者は、ソーシャルワーカーを意図している。そのため、自己決定援助の際のナッジは、ソーシャルワーカーの資質・コンピテンシーに依存するという危険性ははらんでいる。

第2の課題は、ナッジが個人から主体性を奪ってしまう可能性があることである。ナッジは、人々が場合によっては不合理な選択・行動をするということを前提としている。より良い方向に自然に向かうように誘導されてしまえば、チャレンジする経験やリスクを冒す経験、失敗する経験をすることができない。そのため、ナッジに誘導される人々から、熟慮し行動の結果を予測する機会を奪うことにもなり得る。

(注1) 個人的な自由、経済的な自由の双方を重視する、自由主義上の政治思想・政治哲学の立場を意味する。

リベラリズムが政府による自由市場への介入と所得の再配分を推進し、社会的平等を重視する福祉国家の制度的基礎を提供したのに対し、1970年代以降の米国において、個人権的自由権を絶対的に擁護する立場から、国家の権力と機能を制限し、「最小国家」の創設を求める思想としてリバタリアニズムが登場してきた。(知恵蔵より)

- (注2) 当事者の意志に関わりなく、当事者の利益のために当事者に代わって意思決定をすること。父親の温情主義、父権主義などと訳される。典型例として、バイクのヘルメットの着用義務、車のシートベルトの着用義務などが挙げられる。また、ソフト・パターナリズム (soft paternalism) あるいは弱いパターナリズム (weak paternalism) と、それに対するハード・パターナリズム (hard paternalism) あるいは強いパターナリズム (strong paternalism) と呼ばれる考え方がある。
- (注3) 選択者の自由意思にまったく (あるいはほとんど) 影響を与えることなく、それでいて合理的な判断へと導くための制御あるいは提案の枠組み、と定義されている。

3 ソーシャルワークの自己決定援助

3-1 ソーシャルワーク

個人や家族の力、親族、友人、近隣の人々の協力では解決できない生活問題を抱える個人や家族に対して、専門的な対人援助関係を構築しつつ、専門知識、専門技術、社会資源を活用して、クライアントの Well-Being の実現に協力する。

Well-Being に含まれる自己実現は、ソーシャルワークの目的概念の1つであり、その実現のための方法として自立支援を挙げることが出来る。

自立支援とは、「援助を必要としている人が必要なサービスの提供の結果、いずれ自分の身の回りのことは自分で行うことができるよう、自己決定を保障すること」【社会福祉基本用語集四訂版；ミネルヴァ書房 2002.11】と記されており、自立生活 (independent living) においても自己決定の行使は理念の鍵となっている。

また、自己決定は、バイステック (Biestek, F.P.) の7原則の1つでもあり、ソーシャルワーク実践における重要原則の1つである。

3-2 自己決定の原理

その歴史的背景として、J・S・ミルの『自由論』が挙げられることが多い。150年近く前のものではあるが、自分のことについて、他の人々に害を及ぼさない限り、その決定権は自分自身にあり、行動の自由に干渉することはできないということが既に述べられている。

福祉の分野では、バイステック (Felix P. Biestek) の『ケースワークの原則』において、クライアントを援助する際に「クライアントの自己決定を促して尊重する」ということが必要な諸原則のひとつとして記されている。

そこでは、自己決定を尊重することについて以下のように述べられている。

「クライアントの自己決定を促して尊重するという原則は、ケースワーカーが、クライアントの自ら選択し決定する自由と権利そしてニードを、具体的に認識することである。また、ケースワーカーはこの権利を尊重し、そのニードを認めるために、クライアントが利用することのできる適切な資源を地域社会や彼自身のなかに発見して活用するよう援助する責務をもっている。さらにケースワーカーは、クライアントが彼自身の潜在的な自己決定能力を自ら活性化するように刺激し、援助する責務も持っている。しかし、自己決定というクライアントの権利は、クライアントの積極的かつ建設的決定を行なう能力の程度によって、また、市民法・道徳法によって、さらに社会福祉機関の機能によって、制限を加えられることがある。」^(注1)

「クライアントがこのようなかたちで自分の責任を遂行することは、自ら人格を成長させ成熟させる一つの重要な機会である。そして、自由に決定を下すことができる環境下で責任を遂行するときのみクライアントは知的、社会的、情緒的、また精神的に成熟することが可能となるのである。とりわけクライアントは、ケースワーク援助を受ける体験を意義あるものとするために、自分で選択する自由を必要としている。また、ソーシャルワーカーは長い経験から、クライアントが援助計画を押し付けられたとき、ケースワークそのものが無駄に終わってしまうことをよく知っている。クライアントは、選択と決定を自由に行使できるときにのみ、社会的に責任をもち、情緒的に適応しながら、人格を発達させてゆくのである。」^(注2)

自己決定を尊重することが、クライアントにとっていかに重要かということが理解できるものとなっている。

3-3 自己決定の考察

原則として、人は諸問題への対応に際し、その手段・方法を自分自身で決める能力を持ち、また自身で決める権利を有する。すなわち、個人は自身の幸福《福祉》追求に関して自己決定を行使する権利を有する一方、自己決定後には自身の行動による外部性(派生及び波及効果)に対して自己責任を負わなければならない。自己決定の権利と自己責任は表裏一体のものであり、現代社会においては欠かすことの出来ない原則である。

[通常の自己決定：図 A]



上記の図 A から推測できるように、通常我々が自らのことを決定する際、様々な情報の中から選択肢を拾い上げ、決定後のことまで（利害関係、効用、責任など）考えて決定を下す。そして、その後の行動において、必要な場合には修正を行いながら次の決定過程へと再び向かうものと考えられる。

* 自己決定の制限

自己決定権を自分のことは自分で決める権利と定義すると、意思決定能力の不十分な人は自己決定権の主体に含めるべきであり、意思決定能力の全く無い人（乳児、遷延性意識障の人など）はその主体に含めることは難しい。従って、「自己決定の制限」で問題となるのは、主に意思決定能力の不十分な人に対してと思われる。

他者及び自己加害防止を目的とする法的制約は、例えば、欠格条項や成年後見制度などに見られ、ソーシャルワークの場合は、ワーカのパターナリズム（パターナリスティックな行為）に基づく自己決定権への介入が考えられる。

これらを正当化する理由として挙げられるのは、情報が十分であっても理性的決定が困難な人（幼児、重度の精神障害者・知的障害者・認知症高齢者など）に対する場合や一時的自由への干渉が将来の選択肢の幅や自律性を保障する場合と考えられる。

いずれにしても、「自己決定の制限」の根底にあるものは、個人の Well-Being や Utility をもたらす介入、保護、救済であるが、制度や行為に裁量の余地が残されていることも否めない。

3-4 自己決定におけるソーシャルワーク

現場で働くソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定をソーシャルワークの基本原則の1つとして常に注意を払っている。しかし、家庭や学校、あるいは普段の生活場面において、我々日本人は自己決定を格別に意識するような教育を受けておらず、自己決定を他者から求められるということは稀有と思われる。また、病気や障害のために福祉サービスを利用すると自己決定を促されるということは、クライアントにとっても通常行為ではないと考える方が妥当である。しかしながら、自己決定が自立支援の重要原則の1つであるというコンセンサスが見られるならば、ソーシャルワーカーにとっては常に注意を払うべき要素と考えられる。

従って、他者であるソーシャルワーカーがクライアントの自己決定に関わるわけであるから、その援助過程においてはソーシャルワーカー自身にも様々な点で責任が伴い、葛藤が生まれるものと思われる。

[自己決定援助：図 B]



図 A を前提にすると、図 B に示すように自己決定のソーシャルワークには、自己決定のための情報・選択肢の提供や助言を含め自己決定への条件整備、決定後のバックアップおよび共に考える等のその後のサポートが必要になると考えられる。

(注1) 『ケースワークの原則 [新訳版]』 バイステック
誠信書房 1996年 P.165

(注2) 『ケースワークの原則 [新訳版]』 バイステック
誠信書房 1996年 P.167

(注3) simulation：多くのデータを基に現実の場面を想定してモデルを作り、事態の変化・進展を分析・予測する方法

4 まとめ

クライアントの自己決定に重きが置かれる最大の理由は、決定や生活を他人任せにしてしまうと、周囲の人たちに都合の良いようにされてしまい、結局本人の納得する生き方を阻み、人間としての誇りを失う可能性が高まるからである。従って、ソーシャルワーカーがクライアントの自己決定に関わる際には、援助過程においてその重要性及び専門性が問われるのは当然と言える。上述においてナッジの課題を述べたが、ナッジは人々が場合によっては不合理な選択・行動をするということを前提としており、専門職団体には価値を共有する倫理綱領が存在することから、ソーシャルワーカーの資質・コンピテンシーは信頼するに値すると信じたい。ナッジのソーシャルワーク、特に自己決定援助での活用は、人々の生活に介入し、言動に影響を及ぼすことが想定される。よって、その活用に携わるソーシャルワーカーには、法令の定めるところに加え、高い倫理性が求められる。ナッジをエビデンスに基づき考察・実践して、その効果を適正に評価し、透明性を高め、説明責任を果たすことが求められる。

ナッジの目的は、ナッジを通して選択アーキテクチャーを改善することで、選択肢を制限することなしに人々が適切な選択ができるように援助することと理解できる。

人は場合によっては不合理な選択・行動をするということを前提とし、ソーシャルワーク本来の目的はクライ

エントの Well-Being の実現とするならば, ソーシャルワーカーのナッジな自己決定援助は多くの場面で有意義となり得る。

〈引用・参考文献〉

- 1) 小早川 俊哉他提示 (2003) および (2004) 「ソーシャルワーカーとクライアントの自己決定援助」日本社会福祉学会第 51 回および第 52 回全国大会 ポスター発表
- 2) 小早川 俊哉 (2004) 「ソーシャルワーカーと自己決定援助」『道都大学紀要』社会福祉学部 第 30 号 (p47~p52)
- 3) 岩村 正彦他編, 内野 正幸他著 (1998) 「現代の法 14 自己決定権と法」岩波書店
- 4) Julius Morel (1987) 「Grundkurs der Soziologie」Österreichische Hochschülerschaft an der Universität Innsbruck
- 5) Richard H. Thaler, Cass R. Sunstein (2009) 「Nudge: Wie man kluge Entscheidungen anstößt」Ullstein Taschenbuchvlg
- 6) Dominik Düber (2016) 「Überzeugen, Stupsen, Zwingen — Die Konzeption von Nudge und Libertärem Paternalismus und ihr Verhältnis zu anderen Formen der Verhaltenssteuerung」Zeitschrift für Praktische Philosophie Band 3, Heft 1, S. 437-486
- 7) リチャード・セイラー; 訳 篠原 勝 (2007) 「セイラー教授の行動経済学入門」ダイヤモンド社
- 8) 環境省 第 311 回 消費者委員会本会議資料『「ナッジ」とは?』日本版ナッジ・ユニット BEST

— Nudge und Soziale Arbeit in der Selbstbestimmung —

KOBAYAKAWA Toshiya

Auszug

Die Arbeit beschreibt, mit Fokus auf Unterstützungsleistungen zur Selbstbestimmung, durch Professionelle der Sozialen Arbeit mit Nudges. Unter einem Nudge verstehen Thaler und Sunstein eine Methode, das Verhalten von Menschen zu beeinflussen, ohne dabei auf Verbote und Gebote zurückgreifen zu müssen.

Der Mensch sei nicht immer in der Lage, die optimale Entscheidung zu treffen. Für den Schutz schwacher Klienten werden Informationen bereitgestellt, um Entscheidungssituationen zu verbessern. Vor allem bei Entscheidungen zu komplizierten oder komplexen Fragen werden Informations-Nudges eingesetzt, um das Verhalten der Klienten zu lenken. Diese „paternalistische“ Beeinflussung von Menschen wird dabei insofern als libertär eingestuft, als dem Entscheidenden jederzeit die Möglichkeit offen stehe, sich gegen den Weg zu entscheiden, auf den er „gestupst“ wird.

Gleichzeitig gibt es Spannungen zwischen der Autonomie der Klienten und den eigenen Werten von Sozialarbeitenden. Handlungsgrundsätzen Sozialarbeitende sollen ihr berufliches moralisches Handeln ausrichten. So entsteht Ethikkodex in der Sozialen Arbeit.